

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 25 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 21 年 6 月 30 日（火曜日）		開会 13 時 30 分		閉会 14 時 40 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		山口、荒木、渡辺、堀、酒井、堀田				事務局	中嶋事務局長
		委員外～窪之内、水口					田湯次長
欠席委員							寺嶋主査
説明員		別紙のとおり			議 件		別紙のとおり
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。						
	(1) エコバレー歌志内の経過について						
	(2) 第 2 期滝川市障がい福祉計画について						
	(3) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について						
	2 その他について						
	厚生常任委員会の道外視察の日程を 10 月 13 日から 16 日とし、視察内容等について						
	希望があれば事務局に報告することとした。						
	3 次回委員会の日程について						
	正副委員長に一任することとした。						
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 厚生常任委員長 山 口 清 悦 ㊞						

平成21年 6 月26日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成21年 6 月23日付け滝議第48号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	西 村 孝
市民生活部くらし支援課長	深 瀬 文 彦
市民生活部くらし支援課主幹	南 均
保健福祉部長	狩 野 道 彦
保健福祉部次長	橘 弘 恭
保健福祉部福祉課副主幹	谷 本 敏 史
保健福祉部福祉課副主幹	国 嶋 隆 雄

(総務部総務課総務グループ)

第25回 厚生常任委員会

H21. 6.30(火) 13:30
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

（1）エコバレー歌志内の経過について

（資料）くらし支援課

《保健福祉部》

（2）第2期滝川市障がい福祉計画について

（資料）福 祉 課

（3）生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について

（口頭） ”

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○閉 会

第 25 回 厚生常任委員会

H21. 6.30(火) 13時30分

第一委員会室

開 会 13:30

委員動静報告

委員長 全員出席。議長出席。委員外～窪之内、水口。北海道新聞の傍聴を許可する。

委員長 1 所管からの報告事項について

(1)について説明願う。

西村部長 (1)エコバレー歌志内の経過について

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

酒 井 ① 以前エコバレーから出された要望には金額についてのお願いがあつたが今回はなくなっている。このことについてどのようにとらえているか伺う。

② 日立製作所からの回答で、無条件でのさらなる融資は不可能とする一方で2点について確認することを前提に、エコバレー歌志内を支援する方向で取り組むということだが、この真意について伺う。

③ できるだけ早い時期における当該契約の解消とあるが、以前議会で伺ったときには新施設の建設を考える場合7年程度の期間がかかるとのことだったが、これについては変わっていないということでしょうか。

④ ごみ量の縮減について、以前の文書の中で具体的に2,000 トンを1,500 トンにと出ていたが、どう考えているか伺う。

⑤ 実務を詰める組織とのことだが、回答について出席しているのは3組合長だけでなく各組合構成市町の方々、北海道も入っている。詰める組織について、現在どのようにとらえているのか伺う。

西村部長 ① 今回日立から示された回答の中では触れられていない。

②③ 回答を真摯に受け止めると、条件が示されている有効期限平成25年3月31日以前のできるだけ早い時期ということだが、新施設の建設には7年、最低でも5年が必要ということを組合長からも言っているところで、有効期限内のエコバレー歌志内に対する日立の支援は固まったことで確認している。

④ ごみの分別をどうするのかを初めとして、回答を受けた中でもきょう言われて即あしたごみの減量ができるかということについては、相当な期間を要するということで答えているので、構成市町のほうも検討しなければならない事項とは十分わかっていると思う。

⑤ 新たな組織をつくるということではなく、組合の局長会議や副組合長会議等のときにエコバレー歌志内の出席を求め、お互いの意見交換なり意思の確認をしながら、実務を詰める組織とまでは言わないがそういった会合を持っていきたいという意向である。

酒 井 日立からは7月16日までに文書で回答していただきたいという形が出されているが、それまでに各構成市町の意見も酌み取って3組合で話し合いをした上でエコバレー歌志内を通して回答を出すということで、見通しについて伺う。

西村部長 まだどのような回答にするかは固まっていないが、先月29日、3組合の局長会議を開き各組合のほうで構成市町の意向を確認して3組合すり合わせをして協調のもとに7月16日までに文書で回答する方向で進んでいる。

委員 長 渡 辺	他に質疑はあるか。 企業なので収益が上がらなくなったらやめる、撤退するというのは原理、原則としてはわかるが、赤字の原因はどのように聞いているのか。ごみが少ないから儲からないのか、それとも多いから儲からないのか。市民に率直にこういうことで赤字が出ているということを知らせていただきたい。赤字とごみ量の縮減の関係について説明願う。
西村部長	何度か説明したと記憶している。エコバレー歌志内については、産廃と一般可燃ごみの処理ということでスタートしているが、スタート時点から産廃を受ける施設の不具合等があり計画どおりに受けられなかった。一般可燃ごみについては当初計画した数量より若干減っているが一定量は受けているとのことである。産廃を受け入れる数量が計画数量を大幅に下回っていることが赤字の原因と思っている。ごみの減量については、今ある2炉のうち1炉を使ってフル活動するような形で考えており、ごみが縮減するとコストが下がるということで企業としての経営努力をしながら1炉で済むごみ量を確保したいということでのごみ縮減の要請ということである。
渡 辺	エコバレー問題ということでマスコミ、広報等でこの問題の焦点はこういうことだということで今話したようなことを市民にも説明していただきたい。何が原因でエコバレー歌志内が撤退しようとしているのかということをも市民に説明していただきたいと思うがいかがか。
西村部長	日立のほうから7月16日まで回答を迫られている方向性が見えない。今説明したようなことが原因で赤字ということが考えられる。それらも含めて今後3組合が進むべき方向性も明らかにした後に全容を説明すべきと考えている。
委員 長 堀 田 西村部長	他に質疑はあるか。 5名が来ているが、その場で助言や指導はなかったのか。 北海道からは適宜その場においても助言等を受けている。最後に北海道の環境局長が言ったが、回答指定日までに非常に時間がないということで各市の議論を短期間で行うように、ごみの削減にも努めなければならないが出口の方向を見きわめた本音の議論を短期間でお願いしますとのことだった。
委員 長 窪之内委員外議員	他に質疑はあるか。 ① ごみの減量についての要請があるが、産廃と一般ごみの関係でエコバレー歌志内はどのような形を考えていこうとしているのか。産廃は全部やめて一般ごみだけを受け入れるが、それでもなおかつ減量してほしいということなのか、それとも産廃は今までどおり確保しながら一般ごみを減らしてほしいということなのか伺う。 ② こういう回答があったわけで、最大限平成25年の第2期の契約が終わるまでは日立製作所としての支援を確認することができたということであれば、燃やさないでいた炉を再開して燃やせるような状況になるのか。既に燃やしているのか、あるいは日立の支援が確認できたので今まで集めていたものを燃やすということを開始するということであれば開始時期はいつごろになるのか伺う。 ③ 新聞等を見ると平成25年3月31日まではエコバレー歌志内の焼却場を使えるということが確認できたかのような報道だったが、これを見るとあくまでも最大限でこれからどうなるかわからないということである。3衛生施設組合は、今の時点で言えば平成25年3月31日ということ動かさないでいくということを確認できているのか伺う。

- ④ 実務を詰めるというのは、エコバレー歌志内が焼却をやめるための実務を詰めるということなのか。どういった実務を詰めるということを言っているのか実務の中身について説明願う。
- 西村部長 ① エコバレー歌志内からは、平成 21 年度から産廃は受け入れしておらず、一般可燃ごみだけの処理との報告を受けている。
- ② 5 月 21 日から当分の間ということで休業していたわけだが、6 月 21 日からごみの焼却を再開したと聞いている。
- ③ 2 期の契約についてこれでいいのかという 3 組合の意思統一という質問だと思うが、これについてもまだ意思確認していないので、それぞれの組合で構成市町にどう考えるか意向調査をして回答の中身を検討するというのが今の段階である。
- ④ まだどういう実務ということは明言できないが、新たな組織をつくる考えは今のところ 3 組合としてはない。必要に応じてエコバレー歌志内の近況や日立からどういう話があるのか、局長会議、副組合長会議が組合で開催されるので、そういうときに出席をお願いして情報交換したり、何を打ち合わせしなければならないのかということまでも含めてその場で詰めていきたいということである。今は改めて新たな組織をつくって実務的な内容を詰めるといった段階ではない。
- 窪之内委員外議員 仮に新炉建設の場所を決めるための地域住民との合意などがとんとん拍子にいき年度内に終わったとした場合、新炉建設までに最短で何年くらいかかると予想されるのか伺う。
- 西村部長 北海道から言われているのは、通常のペースでいくと場所が決まるまでの期間も含めて 7 年かかり、最大限期間を短縮したとすれば 5 年ということ言われている。
- 委員長 他に質疑はあるか。(なし) 私から伺う。
- 滝川市のこれからのタイムスケジュールというか、回答を持っていくまでの流れはどうなるのか伺う。
- 西村部長 衛生施設組合として各構成市町の意向調査ということで 7 月上旬に担当課長会議等を開催するというので、中空知衛生施設組合から滝川市にも案内が来ている。まだ全体像が見えていないので公表できるような段階ではないが、期限が 7 月 16 日ということで決まっているので、日立の回答を受けた後の 5 市 9 町の構成市町長会議の中で回答内容が固まった段階で再度全体会議を開くべきということである。その前段では各組合が持ち寄る回答または今後の方針に向けての 3 組合長会議が必要と考えている。明確なスケジュールは申し上げられないが、3 組合長会議を開く前に 3 組合の副組合長会議等も必要ということで、構成市町の意向調査、その次が 3 組合の副組合長会議、それから 3 組合長会議、最終的には構成市町 5 市 9 町の全体会議、その後再度 3 組合長会議で回答内容を明確にして期日までに回答というスケジュールになると思っている。
- 委員長 回答する内容について、例えば 3 組合で意見が統一されていなければだめなのか、それとも向こうが持ってきたものに承認するだけでいいのかのどちらの意味なのか伺う。
- 西村部長 作業に入ればかりなので今の段階ではどのような回答になるかはわからないが、各衛生施設組合は構成市町の意向調査に入っているところである。統一できないことも想定されるが、3 組合協調のもとに対応するという基本線がある

ので、それを崩さないような格好で3組合としては進めなければならないということで確認されている。

委員長 (1)については報告済みとする。所管の入れかえのため休憩する。

休 憩 13:57

再 開 14:05

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。(2)について説明願う。

(2)第2期滝川市障がい福祉計画について

橋部次長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

酒 井

① 第1期計画、今回の第2期計画を見ても23年度末までに全部が移行するというので、数字の上でも23年度で移行する部分が大きく出ている。説明の中でも受け皿が必要ということだったが、そういった部分での体制について本当にこうした見込みどおりにできると考えているのか伺う。

② 施設、病院などに入院されている方も全員が退院できるようにということと書かれている。これについてもグループホーム、ケアホームなりが必要になってくると思うが、どのように考えているのか伺う。

谷本副主幹

① 第1期の数値を変えないようにしながらも現状に合わせて変えるということで設定が難しい面があった。北海道は施設入所者が全国の2倍なので地域への移行も全国の7%の2倍の14%を目標にしないと帳尻が合わないということで国や北海道の指針でも指示されており、かなり厳しい目標数値を設定せざるを得ないということがあったのも事実である。例えばP22の精神障がい者の方の退院可能者数についても17年度37人、19年度17人ということだが、この数値は北海道で調査して各市町村にフィードバックされたもので滝川市ではこれだけいるだろうという見込みの数字である。人数は示されているが個人情報などの関係で名前は示されていないのでだれかはわからないということで、実際に移行作業を進める上で苦勞をするところである。この地域で言えば、精神の関係で砂川にあるくるみ会という法人でやっている地域生活支援センターぽぽろがあるが、ある程度定期的に会議が開かれたり情報交換をしている。そういうところから情報をいただくなどしてこちらでもできる限り情報を収集しながら連携してやっていきたい。目標に進むには苦勞する面があるが、あくまでも目標値ということでやっていきたいと思っている。

② 滝川市にはほほえみ工房でやっている知的のグループホームが幾つかあるが、精神のほうはなかった。ことし4月に砂川のくるみ会が滝川市内の黄金町に前からあったものをくるみ会で所有する形で精神のグループホームを1つつくった。ただ定員が4人ということで数的にもここだけで解決するのは難しいと思っている。グループホーム等も民間の社会福祉法人でやっていただくということに負うところが大きく、精神は知的、身体から比べると進行がおくれているが、そういう流れもあるので今後も情報収集をしながら働きかけていきたい。

橋部次長

補足させていただく。P20で相談支援体制の強化の話をしたが、酒井委員から非常に高い目標という指摘があった。私どもとしても非常に高い目標ではあるが、来月には滝川市の地域自立支援ネットワーク会議を立ち上げる予定である。事務局会議、場合によっては個別支援会議というケア会議などの中で一般の相談支援のほか、そういった方々に対する処遇といった面でもいろいろな関係団

	体が集まって何とかケアをしていくということで努力している。何とか目標に近づけるために努力したい。
酒 井	数字としては厳しい目標と思うが、ネットワーク会議はどういった方々がメンバーになると想定しているのか。現在も部会などで非常に専門的な方もおられるが、それ以外の方でと考えているのか伺う。
谷本副主幹	今予定している構成メンバーとしては、去年策定した障がい者計画のときに策定部会で集まっていた方 19 人ぐらいを想定している。身体障害者福祉協会を初めとする身体障害者団体、滝川ほほえみ会、若草友の会、保健医療福祉団体として保健所、医師会、社会福祉協議会など、雇用関係としてはハローワーク、商工会議所、教育関係としては特別支援学級の連絡協議会、そのほかの市内団体としては町内会連合会連絡協議会、民生委員児童委員連合協議会、ボランティア連絡協議会を想定している。
委 員 長	他に質疑はあるか。
窪之内委員外議員	① P12 では身体障害者手帳、療育手帳の所持者の数が出ているが、これを見ると人口は減っているが数とそこに占める割合はふえてつつあるという認識でよいか。 ② 障がい者は高齢化していると思う。入院していて退院したいが高齢だと仕事はどうなるかということも大変な状況になると思うが、障がい者の高齢化率の動向がどうなっているのか伺う。 ③ 障がいを持っている人が退院する上で、障害年金が生活のためには 1 つの手段として役に立っていると思うが、程度によってはもらえない人もいると思う。個人情報なのでわからないのかもしれないが、ここに書かれている人の中で障害年金をもらっている率がわかれば伺う。一定の収入がある人と障がい者ではあるが全く収入がない人との内訳がわかれば伺う。
橘部次長	③ 障がい者がどのくらいの年金をもらっているのかとか障害者年金の受給の可否については把握していない。 ①② 年々人口は減っているが、障がい者についてはこれ以上程度がよくなることはない。現状維持または悪くなるという人が多いので、障がい者がふえているのは事実であるが、言われたようなデータは用意していないので容赦願う。
委 員 長	他に質疑はあるか。(なし)(2)については報告済みとする。(3)について説明願う。
橘部次長	(3)生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について 第 23 回厚生常任委員会以降の動向についてお話しする。滝川市長が原告になっている片倉受刑者らに対する損害賠償請求事件の第 6 回の口頭弁論が 6 月 4 日に札幌地裁で開かれた。この裁判は非公開のラウンドテーブル方式で直接傍聴はできなかったが、第 2 グループの被告側、いわゆるタクシー会社の役員から提出があった準備書面を入手した。その中で原告である滝川市に対して会計検査院の指摘を受けて国に対して国庫負担金 1 億 7,914 万 5,000 円の返還要求を受けたことで、滝川市としては国の判断を覆すことは困難ということで返還の方針を立てた。違法でないとは主張するならばなぜこのような犠牲を払ってまで返還するのか。原告側に過失があったことは明白であるということで徹底的に滝川市に対して争うという姿勢を示している。原告の滝川市としては、被告側の第 1 グループ、いわゆる服役中の片倉受刑者らに対して当然訴えを起こしているが、その片倉受刑者らの札幌地裁とか札幌高等裁判所における刑事事件の

判決立証趣旨を証拠書類として裁判所に提出しており、現在そういったことで争っている。第7回の口頭弁論が7月12日に開催予定となっている。従前同様、非公開のラウンドテーブルということで聞いている。一方、滝川市長が被告になっている住民訴訟に係る損害賠償請求事件だが、6月9日に第5回目の口頭弁論が札幌地裁で開かれた。内容について、裁判長から原告側に対して次のような指摘があった。原告側の準備書面において生活保護基準の違反と一部財務会計上の違反について主張しているが、生活保護法上による原告の主張は理解するが、財務会計上の職務執行違反に係る主張が見えてこないということで、実際に保護費を支給する際、支給事務担当者から福祉事務所長までの決裁を経て会計のほうから保護費が支給されると思うが、そのすべての過程において根拠となる法律、条例、規則があると思う。その財務会計処理においてどの部分が問題であり、かつ違法性があるのかを再度検証して主張しなければ裁判所としても判断できないということだった。原告側のほうで用意できないのであれば、被告側、滝川市に対して提示しても構わないという話が裁判長からあった。そこで私どもの顧問弁護士から発言があり、本来は原告側で主張すべきものだが、裁判長の申し出に従って被告側、滝川市のほうから根拠を示して提出したいという内容である。第6回の口頭弁論期日については、7月28日午前11時からということでこの口頭弁論は終わった。なお、口頭弁論が終わった後に意見陳述があったが、最後に裁判長から次のような発言があった。原告側から節目ごとに意見陳述をしても構わないが、毎回毎回口頭弁論ごとに意見陳述をするのはいかがなものか。よく考えてほしいという指導もあった。

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(3)については報告済みとする。

2 その他について

委員長 厚生常任委員会の視察について、日程の予定だが正副委員長で打ち合わせをして10月27日から30日を第1候補に挙げているが、委員の皆さんはいかがか。3委員会とも10月になっているのではほかの週に行うのは難しい状況である。

堀田 10月初めではなかったのか。

委員長 総務文教常任委員会の視察が入っているので無理である。支障があれば検討する。総務文教常任委員会が6日から9日、経済建設常任委員会が19日から22日である。その前となると連休後の13日から16日となるがそれならよいか。休憩する。

休 憩 14:38

再 開 14:40

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。13日から16日ということでよいか。(よし) そのように決定する。視察目的、内容等について委員の皆さんからあれば事務局に連絡いただきたい。そのほかに事務局からあるか。(なし)

3 次回委員会の日程について

委員長 次回委員会は、正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし) 以上をもって第25回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 14:40